

地域防災計画全面改訂の方針について

1 地域防災計画の目的及び改訂理由

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、本市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施すべく定めている。

しかし、関係法令の改正や、神奈川県の影響想定の見直しに加え、昨年の台風9号や東日本大震災等を受けて、実践的な計画が不可欠であることから、本計画を改訂する。

2 改訂の方針

別紙のとおり

3 改訂における庁内体制

- (1) 計画における専門的分野の改訂や各所管の災害時業務の見直しについては関連団体等との連携を踏まえ、関係部局で作業を実施する必要があることから、全庁的に一丸となって取り組むこととする。
- (2) 災害時業務の見直しは企画部が、地域連携は市民部が防災部をサポートする。